

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、平成30年9月7日付けで発行した手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、歩行困難により休職を余儀なくされ、炊事、掃除、洗濯、入浴など生活に必要なことができず、さらに、外出、つり銭の受領、薬の管理などにおいては妻の援助を必要とする生活を行っていることから、障害等級は2級が相当であると考えており、本件処分は違法又は不当である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年5月9日	諮問
令和元年6月25日	審議（第34回第4部会）
令和元年7月23日	審議（第35回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条では、別紙2のとおり、「障害等級」及び「精神障害の状態」について規定している。
- (3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準

について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものとして解せられる。

- (4) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされていることから、上記(3)の総合判定は、本件診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

このため、本件診断書の記載内容を基にした判定に違法又は不当な点がないければ、本件処分を取り消し、又は変更する理由があるとはできない。

- 2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

- (1) 機能障害について

ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDコード（F32）」（別紙1・1）は、判定基準によれば「気分（感情）障害」に該当する。

「気分（感情）障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返す

たりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」の欄（別紙1・3）には、「会社での複数回の異動や人間関係のストレスを感じており、平成27年1月頃より抑うつ気分、希死念慮などが出現し、平成29年1月23日当院初診。休職の上、薬物療法を開始した。症状改善傾向を認め、復職したが、異動後に症状再燃を認めたため、現在再度休職の上薬物加療を行っている。」と記載されている。

また、「現在の病状、状態像等」の欄（別紙1・4）には、おおむね過去2年間において、「抑うつ状態（思考・運動抑制、易刺激性・興奮、憂うつ気分）」、「幻覚妄想状態（幻覚）」、「統合失調症等残遺状態（意欲の減退）」、「不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」、「精神作用物質の乱用、依存等（アルコール）」がある旨記載され、その具体的程度、症状として「抑うつ気分、人間関係のトラブルを思い出してしまい不安になる、希死念慮、集中力低下など認め、就業および日常生活に支障を来している。」と記載され、検査所見については「特記事項なし」と記載されている（別紙1・5）。

これらの記載内容のみからすれば、現在、請求人は、精神

疾患である「うつ病」を有し、抑うつ状態に相当する気分（感情）障害が認められ、思考・運動抑制、憂うつ気分及び易刺激性・興奮が見られるとともに、幻覚、意欲の減退、強度の不安・恐怖感及びアルコールの乱用、依存等が見られるが、幻覚やアルコールの問題については具体的な記載がない。気分変動についても、職場の異動やストレスなどに対する反応に関連した記載のみで、病相期の頻度や期間についての記載はない。また、うつ病による思考障害については具体的な記載はない。希死念慮についての記載はあるものの、自傷や自殺企図の記載は見られない。

以上、本件診断書の記載によれば、請求人の機能障害の状態は、ある程度の抑うつ状態が持続しているため社会生活には一定程度の制限を受けるものの、発病から現在までの病歴等を考慮しても、病状の著しい悪化又は顕著な抑制や激越等の重篤な病状についての記述は見受けられないことからすれば、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、これらの症状が著しいとまでは認められない。また、過去2年間の経過の中で適切な治療により復職できる程度に改善したことを考えると、現在は休職せざるを得ない病状であっても、適切な治療や職場環境の調整等により、再度病状が改善し比較的良好な状態を維持できる可能性も十分考えられる。

ウ 以上から、請求人の機能障害の程度については、判定基準等に照らすと、その症状が著しいものとして障害等級2級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとまで認めることは困難であり、同3級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著し

くはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に該当するものとして、障害等級 3 級と判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・6・(3)）では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と記載されている。この記載のみからすると、以下の留意事項 3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級の区分に該当するとも言える。

日常生活能力の程度	障害等級
(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる	非該当
(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける	おおむね 3 級程度
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする	おおむね 2 級程度
(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする	おおむね 1 級程度
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない	おおむね 1 級程度

そして、「日常生活能力の判定」欄（別紙 1・6・(2)）では、判定基準において障害等級 2 級該当とされる「援助があればできる」が 6 項目、同 3 級該当とされる「おおむねできるが援助が必要」が 2 項目とされている。さらに、生活能力の状態の「具体的程度、状態等」欄（別紙 1・7）には、「通院、服薬はできているが、集中力低下、思考力低下、意欲の低下があり、

援助を必要とすることが多い。」と記載されているものの、同欄の「※就労状況について」には記載がない。また、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1・8）には「なし」とされ、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）には、「在宅（家族等と同居）」と記載されている。

しかし、本件診断書において、生活能力の状態の「具体的程度、状態等」欄には、「日常生活能力の程度」欄及び「日常生活能力の判定」欄の各項目にある「援助」に関する記載は乏しく、また「援助を必要とすることが多い」との記載はあるものの、その援助を提供する援助者に関する具体的な記載はない。そして、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄には、前記のとおり「なし」と記載されている。留意事項によれば、「日常生活能力の程度」欄における「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度あるいは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければならない」程度のものをいうとされており、本件診断書において具体的な程度や援助の担い手及び内容について記載がないなか、請求人について障害が上記の程度まで高度であるとは判断しがたく、自発的又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行い得る程度のものと判断するのが妥当である。

このため、請求人は、障害福祉等サービスを利用することなく、家族とともに在宅での生活を維持し、通院治療を継続している状況と考えられる。

そうすると、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らすと、障害等級2級相当である「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認めがたく、同3級相当である「日常生活

若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として、障害等級3級と判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(2級)に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級と判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているが、前述(1・4)のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当である(2・3)ことから、請求人の主張に理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2（略）